令和８年（フ）第１９６９号
札幌市厚別区厚別南１丁目９番５―417号
債務者　木村喜代美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９８０号
札幌市清田区北野２条２丁目10番27号　フルハウス北野105号
債務者　佐藤　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９９４号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―502号
債務者　前田　純子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０１６号
札幌市北区北26条西３丁目１番11号　メゾン・ド・ローザス105号
債務者　城山　優太
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５１４号
相模原市中央区相模原２丁目３番１―201号
債務者　入部　　明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５２７号
相模原市中央区田名4521番地10　ハイツキヨシ１　102号
債務者　高橋　美秋
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３３１号
静岡県浜松市中央区高丘西一丁目12番27号　フォルシュ101
債務者　河合奈美子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４０３号
静岡県浜松市中央区萩丘二丁目11番１号　コーポロード203、前住所静岡県浜松市中央区子安町302番地の23　レオパレス　ル・アンジュⅡ　102号
債務者　長澤　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３３号
京都府舞鶴市字浜100番地の８市営住宅408号
債務者　鳥生　和美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字溝尻２番地16―101号（梅ヶ谷）、前住所京都府舞鶴市字長浜108番地市営住宅７号
債務者　久保　義隆
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３５号
京都府舞鶴市字溝尻２番地16―101号（梅ヶ谷）、前住所京都府舞鶴市字長浜108番地市営住宅７号
債務者　久保　京子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3849番地の２水戸啓明高等学校長岡第２研修所、住民票上の住所茨城県日立市金沢町５丁目６番４号
債務者　川和　直人
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３５５号
茨城県笠間市下市毛1146番地１　グリーンハイムスズキＣ101、前住所茨城県笠間市福原465番地
債務者　長谷川　昌明
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３６３号
茨城県ひたちなか市大字足崎1302―６　菊地ハイツ203号室、住民票上の住所滋賀県彦根市開出今町1769番地（Ｄ―444号）
債務者　大橋　航葵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第６５４号
栃木県鹿沼市中田町1066番地14
債務者　橋本　和人（旧姓湯澤）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係